

公益財団法人北海道市町村振興協会市町村交付金交付規程

平成24年4月16日 規程第19号
平成29年2月17日 規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）定款第4条第1項第2号に基づき、政令指定都市を除く北海道内の市町村（以下「市町村」という。）に交付する交付金（以下「市町村交付金」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(交付金の財源)

第2条 市町村交付金は、新市町村振興宝くじの収益金をもって北海道からこの法人に交付される交付金（以下「道交付金」という。）を財源とする。

(交付金の交付基準)

第3条 市町村交付金の交付基準は、道交付金の4割に相当する額を各市町村に均等に配分する均等割（以下「均等割」という。）により、6割を各市町村の人口数に応じて配分する人口割（以下「人口割」という。）により、それぞれ市町村毎に算定して得た合算額とする。

2 均等割の市町村数は、道交付金が交付される年度の4月1日を基準とする。

3 人口割の人口数は、官報で告示された直近の国勢調査の結果による人口（政令指定都市を除く。）を基準とする。

(交付金の対象事業)

第4条 市町村交付金の対象となる事業は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業で、市町村が必要とするものとする。

(交付額の通知)

第5条 理事長は、道交付金の額が確定したときは、第3条の交付基準に基づいて算定した額を、別記第1号様式により市町村に通知するものとする。

(交付金の交付)

第6条 理事長は、道交付金が交付されたときは、速やかにその全額を市町村に交付するものとする。

(市町村交付金の使途報告)

第7条 市町村交付金の交付を受けた市町村は、交付を受けた年度の翌年の6月末までに、交付金の使途を別記第2号様式により理事長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

北振発第 号
平成 年 月 日

市町村長 様

公益財団法人北海道市町村振興協会
理事長 印

平成 年度市町村交付金決定通知書

公益財団法人北海道市町村振興協会定款第4条2号及び市町村交付金交付規程第5条の規定に基づき、平成 年度市町村交付金を、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

なお、この市町村交付金は、平成 年度発売に係る新市町村振興宝くじの収益金及び前年度発売に係る時効金分であります。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付年月日 平成 年 月 日
- 3 市町村交付金の使途

この交付金の使途は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業であること。

なお、平成12年12月11日付け自治省財政局地方債課長内かんの趣旨に配意すること。

- 4 市町村交付金の使途報告

交付を受けた年度の翌年の6月末までに、交付金の使途報告を別記2号様式により提出すること。

別記第2号様式（第7条関係）

市町村名

担当課・係名

担当者職氏名

電話番号

平成 年度 市町村交付金（新市町村振興宝くじ収益金等）使途調査票

（単位：円）

区分	事業種目	事業費	左のうち交付金額
1	国際化の推進に係る事業		
2	人口の高齢化、少子化等に係る事業		
3	情報化に係る事業		
4	芸術・文化の振興に係る事業		
5	災害対策及び災害の予防に係る事業		
6	地域経済の活性化に係る事業		
7	社会貢献活動に係る事業		
8	環境の保全及び創造に係る事業		
9	調査及び研究並びに人材の育成に係る事業		
10	公共事業		
	合計		

（注）

- 1 市町村交付金（新市町村振興宝くじ収益金等）の使途は、地方財政法第32条（当せん金付証券の発売）に規定する事業であること。
- 2 交付金の充当は、平成12年12月11日付け自治省財政局地方債課長内かんの趣旨に鑑み、総務省令に定める区分1から区分9の事業への充当に配慮すること。
- 3 事業費は、事業種目毎に交付金を充当した事業の事業費を記入すること。
- 4 「左のうち交付金額」の「合計」欄数値は、当該調査年度における市町村交付金の交付額（前年度発売の時効金分含む）と一致するものであること。

<参考>

地方財政法第32条に規定する事業

1 地方財政法第32条に規定する事業

- (1) 公共事業
- (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業

2 総務省令で定める事業（最終改正 平成26年11月5日 総務省令第83号）

地方財政法第32条に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業であって、第1号については平成29年度までの間に、第2号及び第7号から第9号までについては平成31年度までの間に、第3号から第6号まで及び第10号については平成30年度までの間に行われるものとする。

- 一 国際交流その他の地域の国際化の推進に係る事業
- 二 地方公共団体がその運営に相当程度関与する博覧会、見本市、展示会、文化行事その他の催しであって総務大臣が当せん金付証券に係る市場の状況等を勘案して指定するものの運営に係る事業又はその他の催しの運営の助成に係る事業
- 三 地域における人口の高齢化、少子化等に対応するための施策に係る事業
- 四 衛星通信網の活用その他の地域の情報化に係る事業
- 五 美術館、図書館、文化会館等芸術・文化活動の拠点となる施設の運営の充実その他の地域における芸術・文化の振興に係る事業
- 六 大規模な風水害、地震、津波、火災、干害、冷害等の災害対策及びこれらの災害の予防に係る事業
- 七 地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に係る事業
- 八 特定非営利活動等の地域における社会貢献活動に係る事業
- 九 地球温暖化対策、リサイクルの推進等地域における環境の保全及び創造に係る事業
- 十 地域における共通の課題に対応するための調査及び研究並びに人材の育成に係る事業

附 則（昭和63年2月5日 自治省令第4号）

この省令は、昭和63年4月1日から施行し、同日以降の日を発売日の初日とする当せん金付証券について適用する。

（省 略）

附 則（平成26年11月5日 総務省令第83号）

この省令は、平成27年4月1日から施行する。

参考 地方財政法第32条に規定する事業を定める省令の一部を改正する省令
（平成26年11月5日 総務省令第83号）
地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条に規定する事業を定める省令
（昭和63年自治省令第4号）の一部を次のように改正する。
本則中「平成26年度」を「平成31年度」に改める。
附 則
この省令は、平成27年4月1日から施行する。